

ライフジャケットの着用義務範囲の拡大について

国土交通省海事局
安全政策課

現在のライフジャケットの着用義務範囲

- 平成15年6月からライフジャケットの着用を義務化
- 平成20年4月から「1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者」全員に着用義務範囲を拡大※

※平成20年3月までは、連絡手段を持っていれば着用義務がなかった

着用義務

努力義務



水上オートバイの乗船者



12歳未満の小児



1人乗り小型漁船で
漁ろうに従事する者

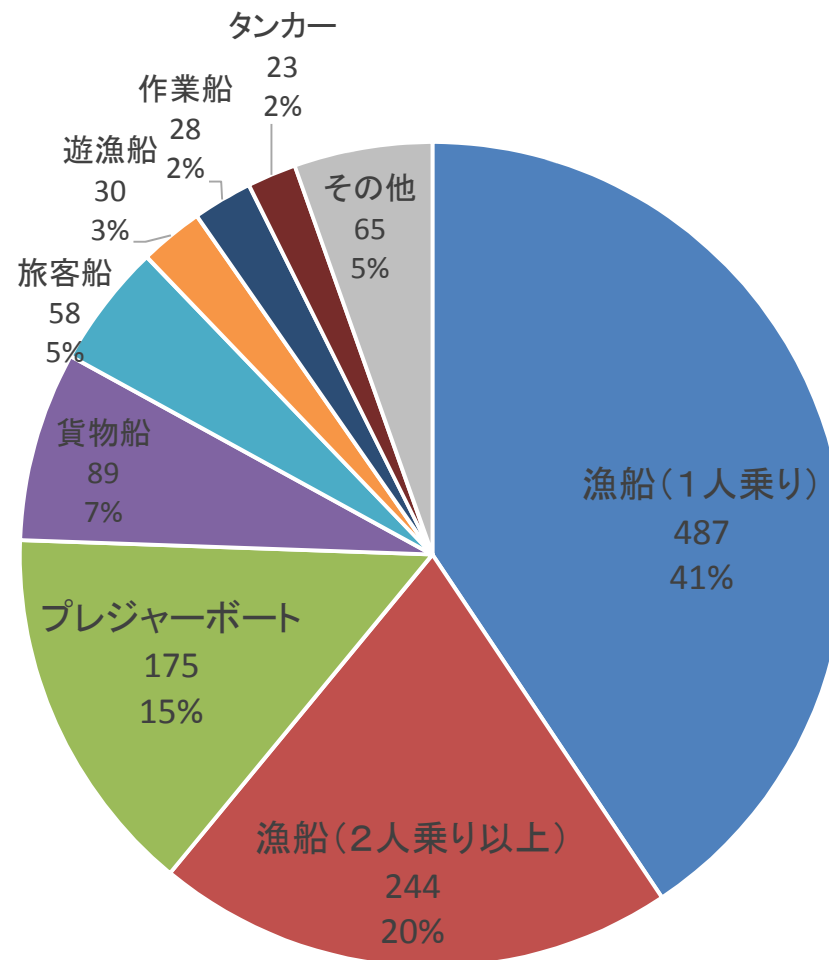


小型船舶の暴露甲板の
乗船者

海中転落による死者・行方不明者数 (過去10年間)

➤ 漁船、プレジャーボートで死者・行方不明者が多数発生

(人)



海中転落による死亡事例

1人乗り漁船

発生日時:平成27年6月

発生場所:京都府沖

- 試運転を行うため船長が1人で乗り組み出航。
- 他の漁業者が陸上から、無人で左旋回する船舶を目撃し、通報。
- 捜索の結果、うつ伏せ状態で漂流している船長を発見。
- ライフジャケット未着用。



2人乗り漁船

発生日時:平成27年3月

発生場所:佐賀県筑後川(漁港)

- 漁場での作業を終え、漁港にて係留作業中、甲板員が船長の落ちたと叫ぶ声を聞いた。
- 甲板員はロープを投げるとともに小舟で捜索したが発見できず、他船もサーチライトで照らしながら捜索したところ、船長が沈んでいったため通報。
- 11日後、5.6km離れた場所で漂流している船長を発見。
- ライフジャケット未着用。

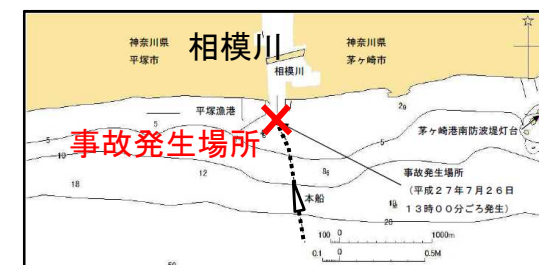


プレジャーボート

発生日時:平成27年7月

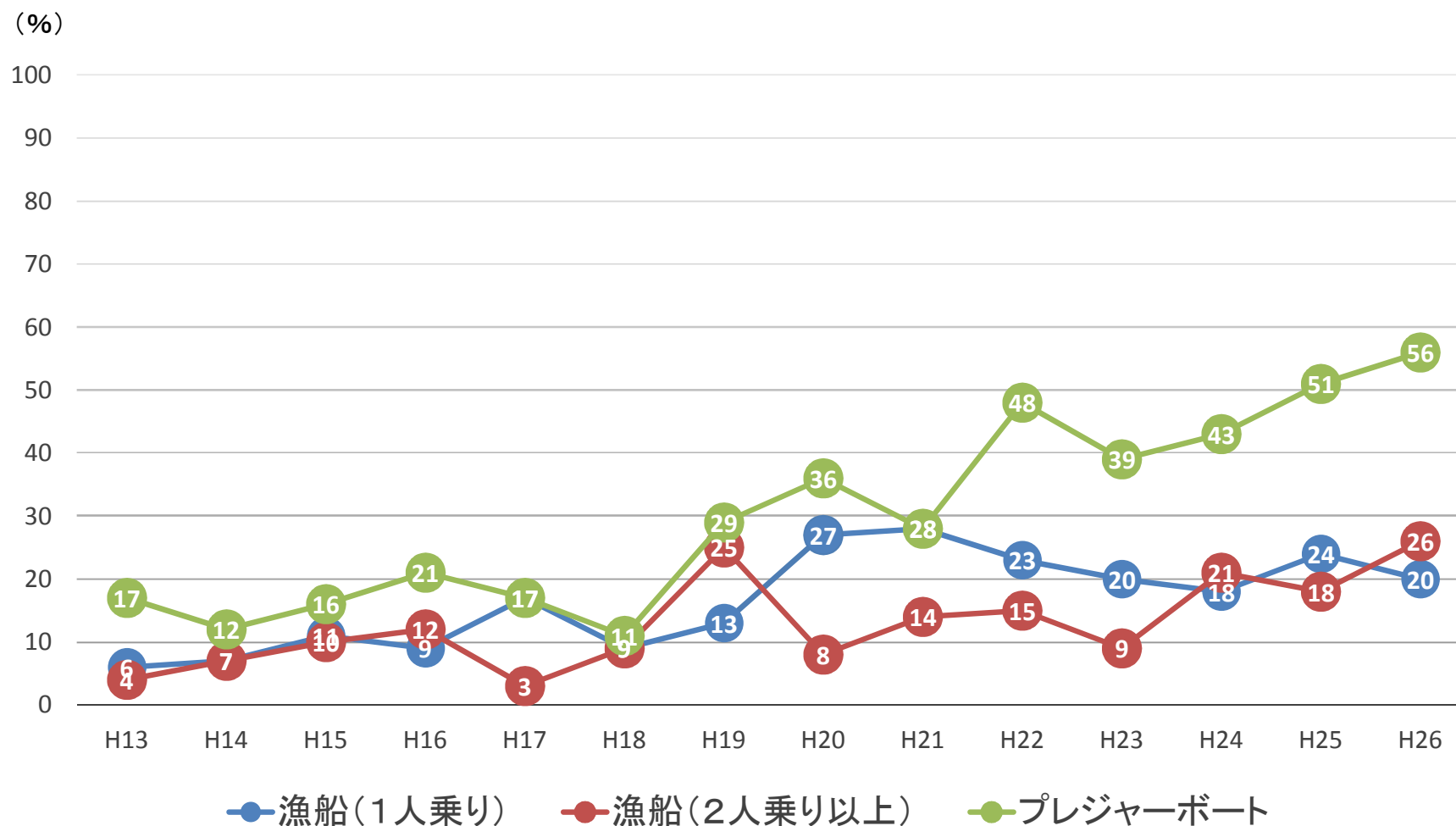
発生場所:神奈川県相模川河口

- 船長と知人2人は釣りを終え、マリナーに向けて約20ノットで航行。
- 波高約2mの波を受けた際、甲板に出ていた知人が落水。
- 知人は波間に入って見えなくなったため通報。
- 海上保安庁により30分後に救助されたが、死亡が確認された。
- 全員がライフジャケット未着用。



海中転落者のライフジャケット着用率

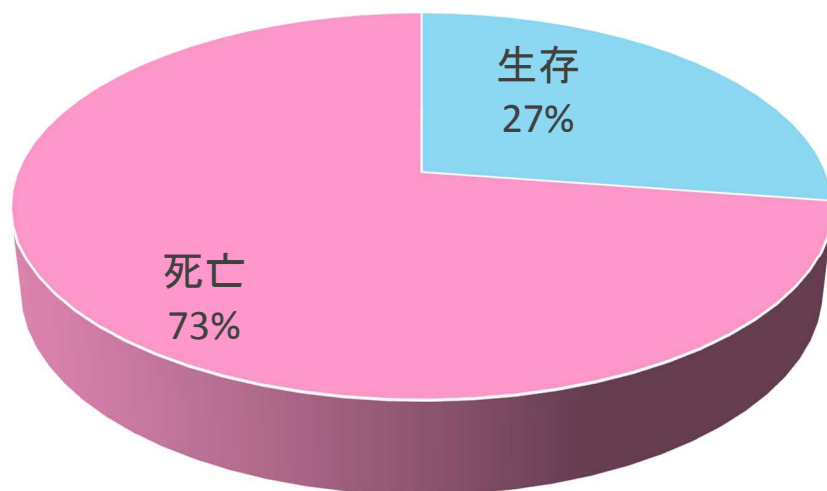
- プレジャーボートの着用率は上昇傾向、漁船の着用率は微増
- しかしながら、着用率は低く、100%にはほど遠い



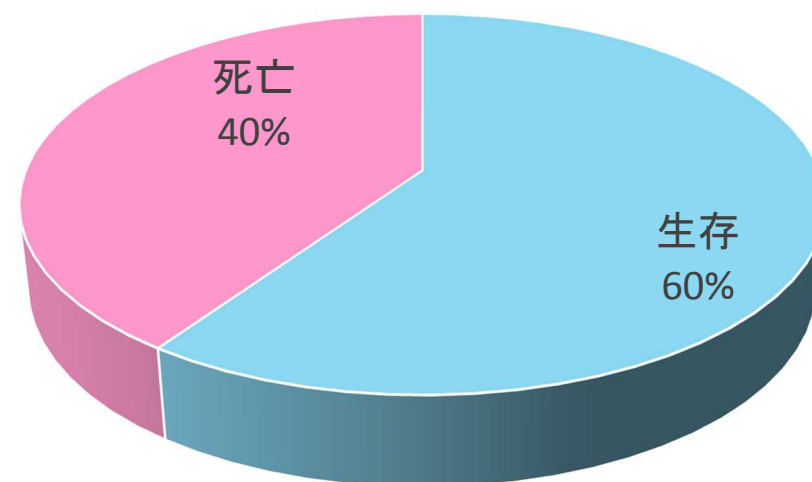
ライフジャケットの着用効果

- ライフジャケットを着用することで生存率が2倍以上となり、海中転落時の生存率向上に高い効果がある

ライフジャケット非着用時



ライフジャケット着用時



漁船・プレジャーボートからの海中転落時の生存・死亡率(過去10年間)

ライフジャケットの着用義務のあり方について

ライフジャケット着用による**生存率向上の効果は非常に高い**ため、
船舶の種類や年齢にかかわらず着用することが望ましい

海事局は平成15年からライフジャケットを一部着用義務化し、
その後も海上保安庁、水産庁などの関係機関と連携して、
義務対象に限らず、ライフジャケットの着用を促進してきた

しかし、ライフジャケットの着用率は**依然として低く**、
死者・行方不明者は継続して発生

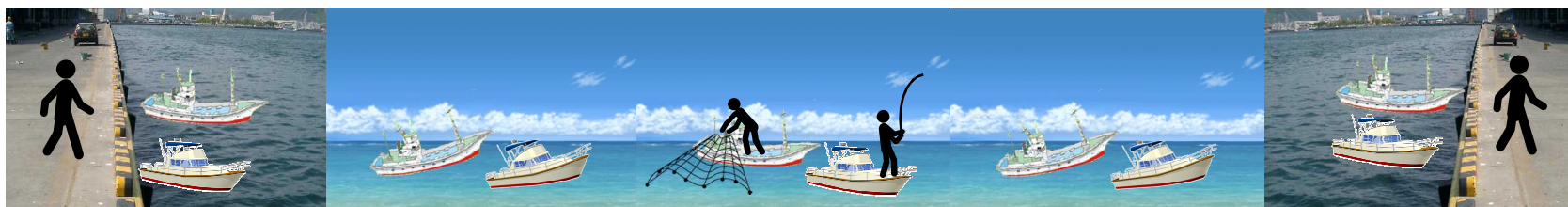
ライフジャケットの着用義務のあり方を見直すことにより、
着用率の向上を図っていくことが必要

ライフジャケットの着用義務範囲の拡大案

これまで



新たな着用義務



平成28年3月	第1回検討委員会 着用義務範囲の拡大の方向性について検討
	省令※改正案のパブリックコメントを実施
平成28年夏頃	省令改正(公布) (公布から施行まで1年間の猶予期間)
平成29年夏頃	着用義務範囲拡大(改正省令の施行)

※船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

平成29年夏から、暴露甲板上の
すべての小型船舶乗船者に対して
ライフジャケットの着用を義務化